

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立男女共同参画センターの使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立男女共同参画センター条例第3条 堺市立男女共同参画センター施行規則第4条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p>○堺市立男女共同参画センター条例 (使用の許可)</p> <p>第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>3 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。</p> <p>○堺市立男女共同参画センター条例施行規則 (使用許可)</p> <p>第4条 使用許可は、条例第9条第3項の規定により使用料を後納する場合を除き、使用料の納付後、堺市立男女共同参画センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	